

令和4年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和4年2月24日（木曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命について
- 日程第6 第13号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第14号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第15号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第16号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第17号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第3号議案 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第5号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
第6号議案 幸田町消防団条例の一部改正について
第7号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算
第19号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算
第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第21号議案 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算
第23号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第25号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算

第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算
日程第7 決算審査意見の報告

本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和4年第1回幸田町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、令和4年度当初予算を初めとする26件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思っております。

議員各位におかれましては、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置区域からの解除を待たれるところではありますが、いまだ収束には程遠い状況であり、議会としてもコロナ感染対策を十分取り、定例会を円滑に進めていきたいと考えております。

議員各位におかれましても、十分に体調管理に留意され、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆様、おはようございます。

寒さの中にも春の足音が聞こえてくる季節となってまいりました。

本日、ここに令和4年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、全部で26件でございます。

初めに、本日、即決にてお願いをさせていただきます議案は6件でございます。

幸田町教育委員会の委員の任命についての人事案件1件、そして、令和3年度補正予算関係につきましても、一般会計を初めとする5件でございます。

それから、単行議案11件と令和4年度当初予算関係につきましても、一般会計を初めとする9件をお願いするものでございます。

後ほど、私から予算の大要と施政方針を述べさせていただき、各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。よろしくお願いたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

全国的に、変異株「オミクロン株」の高止まりが続いており、まん延防止等重点措置について、多くの都道府県で引き続き実施をされております。

愛知県におきましては、新規感染者数の伸び方は鈍化はしているものの、増加をしており、依然として厳しい状況が続いております。まん延防止等重点措置につきましても、県内全域にわたり、3月6日まで延長されております。

本町におきましても、今年に入り感染者が急増しており、2月は昨日までの23日間で787人の感染が確認されております。今後の対策といたしましては、これまでどおり基本的な感染対策の徹底とワクチン接種の促進を考えております。

現在、ワクチンの3回目の追加接種につきましては、2回目の接種を完了し6か月以上経過された方から順に接種券を送付させていただいており、接種会場につきましては、個別の医療機関や公共施設で確保しております。この追加接種では、交差接種が可能であることから、例えば初回接種をファイザー社製で打たれた方におきましては、3回目はモデルナ社製を打つこともできます。愛知県の運営する大規模接種会場であります藤田医科大学岡崎医療センターにおきましては、モデルナ社製を接種していることから、この会場を利用していただくことで早期の接種も可能と考えております。

また、来月中には、5歳から11歳までの子どもへの接種も開始してまいります。これまで同様、皆様にしっかりと情報提供を行いながら、安心して接種を受けていただけるよう対応してまいりたいと思います。

ここで、私ごとで恐縮ではありますが、皆様に報告をさせていただきたいことがあります。

去る2月16日、私は記者会見を行い、次期町長選挙におきまして、再選を目指して立候補する意思を表明いたしました。任期4年の半分、ほぼ2年間は新型コロナウイルス感染症という新たな課題に見舞われ、現時点の感染からの収束は見出せない状況となっております。引き続き、ウィズ・コロナの中で感染症予防対策にできる限りの力を尽くしたいと思います。

なお、2期目に向けて思い描く施策等は、新型コロナウイルス感染症予防対策を最優先する中で、この私の4年間の実績、そして現状分析、及び将来の方向性を見据えた上で、私の覚悟として考えや思いを今後取りまとめ作成をしていきますので、いましばらく時間をいただければと思っております。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元に令和4年度予算の大要と施政方針を配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和4年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を1番 田境 毅君、2番 石原 昇君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日2月24日から3月22日までの27日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2月24日から3月22日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分から12月分までの3件、及び定期監査4件であります。これはお手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が1件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第1号として福祉産業建設委員会に付託します。

次に、令和3年度幸田町教育委員会施策評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（足立初雄君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和4年度予算の概要と施政方針

令和4年4月24日

幸田町長 成瀬 敦

発動！幸田の未来の幸せ志向プラン

～明日のために、次世代のために、今すべきことを～

本日、令和4年第1回幸田町議会定例会の開催に当たり、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を始め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしていますが、国民のたゆまぬ努力があって、我が国の景気は持直しの兆しを見せ始めています。一刻も早い経済社会活動の正常化に向け、今後は、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向等による下振れリスクに十分注意しながら、コロナ後の新しい社会を見据えて、積極的に事業を展開していかねばなりません。

令和4年度の本町の当初予算は、このような状況のもとに編成をいたしました。一般会計の予算規模は194億円であり、過去最大であります。税収につきましては、コロナ禍以前の水準への回復を見越し、全体では対前年度7.8%増となる85億6,790万円を見込んでおります。そして、ワクチン接種を始めとする新型コロナウイルス感染症対策を第一とし、災害に対しては強靱な体制を築き、町民の命と暮らしを守ることに全力を尽くし、社会保障を約束し、DXの取組や脱炭素化の促進に対してはスピード感をもって向き合い、確かな成長の実現のために全力を注ぐ予算としました。

明日のために、次世代のために、今すべきことを。成長と分配の好循環が作用するダイナミックな変化に順応し、笑顔あふれるまちの未来の幸せをつかみ取るため、「幸田の未来の幸せ志向プラン」を掲げ、各種施策に精力的に取り組んでまいります。

ここで、新年度の予算の概要について、触れさせていただきます。

令和4年度当初予算案の概要

1 予算の規模

令和4年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせて296億9,321万円となり、前年度に対しまして25億7,634万円、9.5%の増となっております。

一般会計につきましては、総額194億円、対前年度比7.7%増といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額10億7,499万円、同263.3%増といたしました。道路改良事業、福祉施設推進構想事業等に係る用地及び補償費、土地開発基金及び一般会計への操出金が主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、療養給付費等の増を見込み、総額33億6,278万円、同2.8%増といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込

み、総額5億9,140万円、同13.3%増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、被保険者数、介護サービス見込量等の推計により、総額2億2118万円、同3.5%増といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、工事の完了による事業費の減少により、総額9,233万円、同56.2%減といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、公営企業会計への移行準備などによる事業量の増加を見込み、総額3億7,886万円、同1.4%増といたしました。

水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては7億8,660万円、同2.1%増、また、資本的支出にあつては重要給水施設配水管布設工事を主なものとして、4億5,881万円、同11.1%増といたしました。

最後に、下水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては7億1,919万円、同5.7%増、また資本的支出にあつては農業集落排水事業の公共下水道への接続に係る実施設計及び管路整備、並びに北部処理分区管路整備などの事業量の増加を見込み、6億2,707万円、同45.2%増といたしました。

2 一般会計歳入

一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、対前年度6億1,740万円増、同7.8%増の85億6,790万円といたしました。

その内訳としましては、個人町民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を見込み、対前年度3,800万円増、同1.5%増とし、また、法人町民税につきましては、同様に、コロナ禍以前程度への企業業績の回復を見込み、対前年度4億4,500万円増、同309.0%増とし、町民税の総額を対前年度4億8,300万円増、同18.3%増の31億2,100万円といたしました。

固定資産税につきましては、主に家屋分でコロナ特例に係る中小事業者の事業用家屋軽減措置の廃止及び新增築家屋の増加を、償却資産分でコロナ特例に係る中小事業者の償却資産軽減措置の廃止と企業が設備投資を抑える傾向であることを見込み、固定資産税の総額を対前年度9,900万円増、同2.1%増の47億4,800万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ、対前年度740万円増、同6.7%増の1億1,760万円といたしました。

たばこ税につきましては、本数は減少傾向であるものの税率引上げにより、対前年度2,400万円増、同10.1%増の2億6,200万円とし、入湯税につきましては、コロナ禍での実績を踏まえ、前年度と同額の230万円といたしました。

都市計画税につきましては、家屋分におきまして、コロナ特例に係る中小事業者の事業用家屋軽減措置の廃止と新增築家屋の増加により、対前年度400万円増、同1.3%増の3億1,700万円といたしました。

地方譲与税につきましては、令和3年度の実績や地方財政計画を踏まえ、対前年度220万円増、同1.6%増の1億3,880万円といたしました。

利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み、対前年度140万円減、同30.4%減の320万円といたしました。

配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円増、同2.5%増の4,100万円、株式等譲渡所得割交付金につきましても実績を踏まえ、対前年度800万円増、同36.4%増の3,000万円といたしました。

法人事業税交付金につきましては、交付基準の変更等に伴う増加を見込み、対前年度2,000万円増、同25.0%増の1億円といたしました。

地方消費税交付金につきましては、令和3年度の実績を踏まえ、対前年度4,000万円増、同4.5%増の9億2,000万円といたしました。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者数の回復により、対前年度400万円増、同30.8%増の1,700万円とし、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性があることから科目維持とし、代わって同年10月に創設された環境性能割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度500万円増、同25.0%増の2,500万円とし、地方特例交付金につきましては、令和3年度において措置されました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少などによりまして、対前年度8,399万8,000円減、同50.9%減の8,100万2,000円といたしました。

地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金の減等を見込み、対前年度455万4,000円減、同6.2%減の6,858万2,000円とし、また、使用料及び手数料につきましては、公共駐車場の利用者の回復を見込み、対前年度938万4,000円増、同4.5%増の2億1,827万9,000円といたしました。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金の減に対し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増、保育所等整備交付金の皆増等により、対前年度1億1,632万3,000円増、同6.6%増の総額20億6,090万5,000円とし、県支出金につきましては、愛知県知事選挙費委託金の皆増等に対し、介護施設等整備事業費補助金の減、あいち型産地パワーアップ事業補助金の皆増等により、対前年度5,448万6,000円減、同4.7%減の総額10億9,635万7,000円といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なもので、総額1,517万3,000円といたしました。

寄附金につきましては、主となる、ふるさと寄附金を前年度と同額の28億円と見込み、総額では対前年度1,000円減の28億15万6,000円といたしました。

繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金11億3,972万2,000円、教育施設整備基金2億円、新型コロナウイルス感染症対策基金3,805万円の繰入れを行い、また、土地取得特別会計における土地売払収入4億784万8,000円の繰入れ、その他会計繰入金によりまして、対前年度5億4,874万3,000円増、同44.4%増の総額17億8,562万2,000円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費実費徴収金が主なもので、対前年度5,166万円増、同9.2%増の6億1,202万2,000円といたしました。

町債につきましては、マンホールトイレ整備事業に2,000万円、役場庁舎非常用発電機整備事業に8,000万円、仮称南部地域包括支援センター整備事業に1億400万円、県営防災ダム事業に4,000万円、県営たん水防除事業に6,300万円、道路改築事業に9,500万円、幸田中央公園整備事業に2,900万円、消防指令システム共同整備事業に6,700万円、消防用自動車整備事業に1,600万円の起債を行い、対前年度9,800万円増、同23.6%増の総額5億1,400万円といたしました。

3 一般会計歳出

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、公債費における平成13年度借入れ及び平成23年度借入れの償還終了等による減少に対し、職員数の増加に伴う人件費の増加や障がい者福祉等に係る扶助費の増加により、対前年度4億1,560万円増、同5.8%増の総額76億2,101万8,000円であります。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、対前年度3億9,846万4,000円増、同20.2%増の総額23億7,128万8,000円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、逆川集会施設整備工事、仮称南部地域包括支援センター建設工事、役場庁舎非常用発電機更新工事、道路新設改良工事（町道芦谷1号線ほか）等であります。

物件費・維持補修費・補助費等その他の経費の合計は、対前年度5億6,593万6,000円増、同6.4%増の総額93億7,769万4,000円であります。主なものといたしましては、物件費においてはふるさと寄附業務に係る委託料、維持補修費においては小中学校や各種公共施設の修繕費、補助費等においては消防指令センター共同運用負担金、そのほかに特別会計への操出金などあります。

以上が、令和4年度一般会計予算の概要であります。

施政方針

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が依然として大きな影響を及ぼしていますが、この厳しい状況が徐々に緩和し、経済社会活動を積み重ね続けてきた努力が、回復、そして成長へと実を結ぶことを期待しています。

令和4年度は、コロナ後の新しい社会を切り拓き、確かな成長を成し遂げられるよう積極的に各種事業を展開していきます。一般会計の予算規模は過去最大の194億円としました。税収はコロナ禍以前の水準への回復を見込んでおります。近年の重要な財源となっているふるさと寄附金につきましては、クラウドファンディングの手法を取り入れて効果的な事業達成を推進してまいります。歳出におきましては、感染症対策を万全なものとし、町民の命と暮らしを守ることに全力と尽くし、社会構造の転換に対してはスピード感をもって向き合い、持続可能な町財政を次世代に引き継いでいくために精力的に取り組んでまいります。

本町のまちづくりの基本指針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に、将来像として掲げた「みんなで作る元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。そして、笑顔あふれるまちの未来の幸せをつかみ取るため、「発動！幸田の未来の幸せ志向プラン ～明日のために、次世代のために、今すべきことを～」の決意をもって、推進してまいりたいと考えております。

第1に、安全・安心 いのちと暮らしを守るぞ

安全・安心施策につきましては、近年、全国各地で発生している大規模災害を教訓に、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。令和3年4月からは、安全テラスセンター24の本格的な運用がスタートしました。24時間、まちの安全・安心を見守る体制とともに、防災・減災の啓発・普及活動、防災教育等を通じて、災害に強いひとづくりに努めてまいります。また、近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震を始めとする大規模災害に備え、役場庁舎においては非常用発電機を更新して72時間連続の電源供給を確保し、基幹的避難所においてはマンホールトイレ整備等を進めるなどして事前対策をとり、災害時には応急・復旧業務を適切かつ迅速に実施できるように、業務継続力の向上に努めてまいります。その他、民間木造住宅耐震改修費補助を始めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。

交通安全対策、交通安全施策につきましては、地域や企業の皆さんの協力を得て、四季の交通安全とともに、歩行者と運転手の交通マナー向上を目指し、「止まってくれて、ありがとう！」をスローガンに掲げ、交通安全啓発活動を展開してまいります。近年多発する自転車での交通事故に対しては、ヘルメット購入費補助制度を継続して事故防止と被害軽減を図ります。また、通学路交通安全プログラムによる通学路の安全点検を引き続き実施し、子どもたちの安全の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、地域、学校、防犯ボランティア等の関係団体との連携を強化し、効果的な啓発活動を行ってまいります。防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果を期待できることから、迅速に整備を進めてまいりました。今後は、各区の要望や実情に応じて設置してまいります。また、全国的に多発している特殊詐欺被害に対し、電話機への特殊詐欺対策装置の普及を目的とした補助金制度を継続するなど、高齢者を狙った特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

消費生活の安定向上につきましては、インターネットやSNSの普及による多岐に渡る消費者トラブルに対しまして、引き続き相談体制の充実と未然防止に向けた啓発を努めてまいります。

将来人口5万人を見据えたまちづくりを進めていくとともに、三ヶ根駅周辺のまちづくりを引き続き調査・研究してまいります。

便利で快適な生活をする上で、道路・公共交通・公園・区画整理・上下水道等の生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。

道路整備につきましては、町民の生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施するとともに、橋梁点検を計画的に進め、適正な橋梁の管理に努めてまいります。また、愛知県が実施する広田川の改修及び菱池遊水地事業等の推進を図り、河川の安全性の向

上に努めてまいります。

公共交通対策につきましては、令和元年度に中間見直しを行った都市交通マスタープランに基づき、「藤田医科大学岡崎医療センター」への藤田乗合直行タクシーと、地域から町内の各施設へ気軽に出かけられるようにするためのデマンド型交通（乗合タクシー）チョイソコこうたの社会実験を引き続き行い、更に地域公共交通会議を設置し、本町の公共交通のあり方について検討してまいります。また、自動走行やAI、IoT等の新技術の活用についても検討してまいります。コミュニティバス（えこたんバス）につきましても、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な町民の交通手段となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、幸田中央公園の再整備、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、工事の完了に伴い、地区内先行取得用地の土地取得特別会計からの買戻しを行います。また、新規地区である荻谷地区の事業化も進めてまいります。

安全安心なまちづくりと住環境の整備を進める上で、上下水道は、町民の日常生活に密着した重要度の高いインフラであります。

上水道につきましては、災害時における水の確保を図るため、避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化に取り組んでまいります。また、配水管等の水道施設の老朽化に対しては、中長期的な計画に基づいた整備・更新を着実に進め、安全、強じん、持続可能な水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、良好な住環境を保全し続けるために、健全で持続可能な下水道経営を目指し、下水道事業会計に続き、農業集落排水事業特別会計についても、公営企業会計への移行を進めてまいります。更に、効率的に汚水処理を行うため、農業集落排水を公共下水道に接続する事業にも取り組んでまいります。

農業や地域の安全を守る防災・減災事業として、排水機場の更新やため池の耐震改修を県営土地改良事業により進めてまいります。

消防・救急体制につきましては、資機材搬送車を消防整備基本計画に基づき整備いたします。併せて、安全運転管理や各種専門教育により質と技術の高い現場活動に対応できるよう努めてまいります。

消防施設につきましては、消防庁舎車庫棟等の外壁塗装工事、共同通信のシステム改修により長寿命化を図りながら、南海トラフ地震や大規模災害に備えて防災備蓄品と災害対応資機材の整備を進めてまいります。また、自主防災組織につきましても可搬動力ポンプを更新するなど地域防災力の強化に努めてまいります。

歴史ある幸田町消防団につきましては、県操法大会の訓練を通じて、知識や技術を高め、地域消防力の更なる向上に努めます。また、消防団員の処遇改善を進め、消防団員確保にも努めてまいります。

第2に、環境 自然豊かに美しく

地球温暖化問題や不法投棄等による生活環境の悪化は、地球全体の課題であり、地域

全体で取り組まなければならない課題となっております。

地球温暖化対策としましては、2050年までにカーボンニュートラルを目指すという国の方針のもと、本町においても2050年を目途に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「幸田町ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を着実に進めていくことを宣言します。

具体的な取組としましては、一般家庭向けの新エネルギーシステム導入に対する補助と環境にやさしい次世代自動車の導入に対する補助を拡充し、また、幸田町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、地域における再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガスの排出量削減に寄与する施策の推進を図ってまいります。

不法投棄対策としましては、ごみステーションにおける不適切排出や林道等の不法投棄の抑止のためのごみ出しマナー向上カメラの設置や、ごみ出しルールの徹底に努めてまいります。

ごみ問題への対応につきましては、食品ロス削減のため、令和2年度から実施しているフードドライブの取組を拡大するなど、今後も更なるごみの減量化・資源化を推進し、循環型社会の形成を推進してまいります。岡崎、西尾、幸田の2市1町で協議を進めております広域ごみ処理施設の建設につきましては、両市と引き続き連携し、令和12年度の供用開始を目標に進めてまいります。

自然観察会、環境学習講座、生態系を保つための活動等を通じて、子どもからお年寄りまで幅広く、環境保全やごみの減量化・資源化に対する意識の高揚を図り、環境面における持続可能な開発目標への取組に向けた機運の醸成に努めてまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ

農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっております。農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう支援を行ってまいります。近年、農地関連法の改正に伴い、農地に対する意識や考え方も変化しております。それに伴い、将来を見据えた土地利用や整備についても検討してまいります。また、農地集積事業として農業経営基盤強化法による農地集積や農地中間管理事業にも引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援してまいります。更に、緑のふるさと協力隊事業を引き続き実施するなど、新規就農者支援や担い手育成についても、町・JA・地域等が一体となって農業振興を推進してまいります。また、特産筆柿産地持続化支援事業として、特産である筆柿の産地として持続していくために必要な支援も引き続き実施してまいります。

特産物の販売促進につきましては、第4次食育推進計画により、食育・地産地消事業を推進するとともに、産業まつりなどのイベントにおける特産物の宣伝やPRの実施、安全で安心な農産物の提供、そして産地ブランドの確立に努めてまいります。

近年では、地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が、特に注目されています。これまで以上に農業団体等と連携するとともに、新たな商品の開発等のため具体的な方策を行ってまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」につきましては、国道23号に接続している立地条件を生かし、町内外から地域振興施設を訪れる方々に、四季を通じて出荷される地域の特産農

作物や加工品を提供していきます。また、情報発信の拠点施設として、地域の文化、歴史、名所や特産物等、幅広い分野で本町の魅力を発信していくとともに、利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供し、災害時には防災機能を発揮できる施設としての取組も行ってまいります。

鳥獣害対策につきましては、国の補助事業で設置した柵の維持管理を地域組織の協力を得て実施してまいります。農作物被害を防止するための個々の侵入防止対策補助やイノシシ等の捕獲等の事業につきましても引き続き実施してまいります。

畜産振興につきましては、CSF（豚熱）を始めとした家畜伝染病に対する防疫体制整備等、各種事業の実施に努めてまいります。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するための地域活動や施設等の長寿命化を図る対策として、多面的機能支払交付金制度を引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

商工振興につきましては、金融機関への小規模企業等振興資金の預託や中小企業等への信用保証料補助を継続してまいります。また、本町で創業を目指す新規事業者に対し、商工会や金融機関と連携して支援をしてまいります。

地元商工業者の活性化の推進につきましては、特産物を活用し開発したグルメ新メニューの商品化や販路拡大等を支援し、各種イベントでの出展PR等に努めてまいります。

観光につきましては、幸田町の自然豊かな環境、その自然を生かした観光イベントの宣伝等に努めてまいります。また、本町の更なる知名度アップや誘客の向上を目的として、ロケツーリズム事業を推進し、ドラマや映画のロケ誘致等に取り組み、同時におもてなしロケ弁を始め、地元の特産物を活用した幸田町PR活動についても、積極的に取り組んでまいります。

企業立地につきましては、幸田ものづくり研究センターで実施しているサイエンスコミュニティ事業やIoT推進事業等を通じてものづくり人材の育成を進めてまいります。また、国道23号バイパス沿線における産業クラスターを推進するために、工業団地の開発を推進し、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につきましては、第2期総合戦略のもと、スローガンである『幸田町の体力（産業力）増進と魅力発信により、第3子が安心して産める「なめらかなまちづくり」』の実現に向け取り組んでまいります。

第4に、健康・福祉 お年寄りまでみんなが元気

予防接種事業につきましては、特に、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する方に安全に接種できるよう、関係機関の協力を得て、速やかに進めてまいります。また、子ども、高齢者の定期予防接種を推進してまいります。新たに、中学校3年生、高校3年生に対し、季節性インフルエンザの接種費用の一部助成事業を開始いたします。

救急医療対策につきましては、医療圏の救急医療体制の充実のため、関係機関との連携を強化してまいります。また、感染症対策として、救護所の備蓄品の感染防止対策物

品の充実を図ります。

健康の町推進事業につきましては、「第2次健康こうた21計画中間見直し版」に基づき、町民の健康寿命の延伸に向けた取組を進めるほか、コロナ禍での運動不足解消のため、健康の道のPRに向け取り組んでまいります。

健康増進事業につきましては、人間ドック・住民健診、がん検診を推進し、コロナ禍で受診控えのないよう、引き続き受診勧奨にも力を入れてまいります。新たに、がん治療に伴う脱毛等の症状により医療用ウィッグ等を必要とされている方に対し、購入費の一部助成事業に取り組んでまいります。また、健康寿命の延伸を目指し、健康経営の観点から、町内企業向けの健康出前講座として講師を派遣し、働きざかり世代への健康の保持増進に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、母子健康手帳の交付をはじめ、妊婦健診・乳幼児健診、各種相談、訪問事業のほか、一般不妊治療に対する助成事業を継続してまいります。また、新たに聴覚異常の早期発見・支援のため、新生児聴覚検査の一部公費負担と移動手段の確保が難しい妊産婦に対するタクシー料金の一部助成に取り組んでまいります。

保健センター管理運営事業につきましては、建設から36年経過していることから、外壁劣化調査を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つとして実施しています一人当たり5万円の新生児特別給付金につきましては、1年間の再延長を実施してまいります。

児童福祉につきましては、令和2年度から5年間の本町の取組や施策を定めた「第2期幸田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子どもや子育てに関わるサービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。

保育所におきましては、老朽化が著しい坂崎保育園に大規模な改修整備を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。また、菱池保育園と幸田保育園に英語を母国語とする外国人事務員を配置することにより、保育士の負担軽減を図るとともに、子どもたちが外国の言葉や文化を肌で感じ、様々な気づきや思いやりの心を育む取組を進めてまいります。

放課後児童クラブにおきましては、土曜日に加え、新たに祝日の受入れを実施することにより、共働き等の子育て世帯をより一層支援してまいります。また、各児童クラブのICT化を進めることにより、業務の効率化を図ります。

児童館建設につきましては、坂崎学区におきまして、建設予定地の測量やボーリング調査を進めてまいります。また、幸田学区におきましても、第2期児童館建設基本構想に基づき、地元との調整を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできるよう第4次幸田町障がい者計画、第6期幸田町障がい福祉計画及び第2期幸田町障がい児福祉計画に基づき、福祉サービスの充実を図ってまいります。

発達に心配のある子に対しての相談、医療及び支援を総合的に提供していくため、岡崎市こども発達センターと連携したサービス提供に努めてまいります。

聴覚・言語等の障がいの方に対しましては、手話言語条例制定に伴い、手話が言語で

あることについて、周知に努めてまいります。

医療的ケア児を持つ御家庭に対しましては、住み慣れた町内において支援できる取組として、医療的ケア児在宅支援事業の充実に向け取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、南部地域包括支援センターの建設など施設整備に努めるとともに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援、要介護状態の重度化防止のための体制づくりとして、新たに町内2か所の地域包括支援センターの運用を開始し、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の充実を努めてまいります。また、認知症高齢者の早期診断・早期対応、賠償責任リスクに備えた支援体制の活用を進めるとともに、見守りネットワークの協力事業者や地域住民による見守り事業の強化に努めてまいります。在宅高齢者の外出支援タクシー利用助成につきましても引き続き実施するとともに、新たなニーズに対応した拡充を行うことにより、更なる利便性の向上に向けて努めてまいります。

高齢者の就業活動、創造活動及び地域交流による生きがい推進の場である高齢者生きがいセンターについて、移転・拡充を中心とした施設整備の高層を検討してまいります。

幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターを活用し、働きたい、活躍したい高齢者の方々のニーズ調査と、知識や技術等のスキルアップの機会を設け、企業や地域とのマッチング、活躍できる場づくりなど、令和3年度に引き続き国の委託事業等を活用して取り組んでまいります。

福祉医療につきましては、高校生世代までの入院費助成に加え、通院費の助成に向けて取り組んでまいります。また、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療による給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ

学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、これからの社会を力強く生き抜くために、豊かな心と確かな学力、丈夫な体をバランスよく鍛えるための環境を整え、心身ともに健やかな子どもたちの育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

日本語指導、授業担当教員及び介護補助職員などを配置し、子どもたちへの学習支援の充実を図るとともに、スクールサポートスタッフ及び教員補助員や新たに特別支援教育アドバイザーなどを配置し、教員への支援を図ることにより、きめ細やかな対応に努めてまいります。

また、GIGAスクール構想による1人1台タブレット端末の整備のサポートとなるICT支援員の拡充などを行い、更なる学習支援の充実を図ってまいります。

経済的な困難のある児童生徒に対する就学援助制度と、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育就学奨励制度では、給食費、学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費及び中学生の部活動費等を支給することで、本町の子どもへの就学援助を更に進めてまいります。

近年、全国的にも本町においても不登校傾向にある子どもたちが増加しており、家庭環境問題に対し子どもたちや保護者を支えるため、スクールソーシャルワーカーや教育

相談室などの充実を図り、安心して相談できるような体制づくりをしていきます。

学校施設の整備につきましては、学校長寿命化計画に基づき計画的に維持補修を行っていきます。また、教職員の施設環境改善にも順次取り組むものとし、更に、学校の教室等の照明LED化を行っていき、学校施設環境の向上を進めてまいります。

深溝学区の児童数増加への対応といたしまして、深溝小学校整備事業を行ってまいります。令和3年度に策定した整備構想を基に、令和4年度は詳細設計を行ってまいります。

給食センターの運営につきましては、行事食、郷土食を取り入れた魅力ある献立の作成に心掛け、地産地消の推進、衛生管理の徹底を図り、安全安心でおいしい給食を提供できるように努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが小さなお子さんからお年寄りまであらゆる世代の方たちに広がるよう、学習の場と機会を提供していくことにより、学習意欲が向上し、そして健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるよう事業を推進してまいります。

本町を代表するイベントであります夏の「こうた夏まつり」や、冬の「こうた凧揚げまつり」などのライフサイクル事業を中心に、「心豊かで笑いと楽しさあふれる町づくり運動」を推進し、人と人とのつながり・親睦が深められるよう努めてまいります。

文化財の保護・活用につきましては、所有者と連携しながら、町内の文化財の保護に努めてまいります。また、国史跡島原藩主深溝松平家墓所の保存・整備を引き続き計画的に進めるとともに、他市町との交流を深める取組を通し、歴史と文化の交流を継続してまいります。

文化の中心拠点となっているハッピーネス・ヒル・幸田や生涯学習の拠点となる中央公民館、さくら会館を始めとする社会教育施設につきましては、町民のふれあいの場として、そして本町で多くの方が文化芸術にふれることができるよう諸施策の推進を図るとともに、快適で安心して利用できる施設となるよう管理運営に努めてまいります。特に本町の象徴的な施設ともいえる町民会館及び図書館につきましては、開館から25年以上が経過し、施設はもとより設備の老朽化も進んでいることから、町民会館の外壁及び屋上防水工事など、施設の長寿命化を図るための改修工事を、引き続き計画的に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダー等との連携を図り、スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、町民がスポーツを通して地域の絆を深め、心と体の健康増進ができる機会づくりに努めてまいります。また、各地域で行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努め、地域コミュニティの醸成に寄与してまいります。幸田町民プールにつきましては、令和3年4月にリニューアルオープンし、安全安心に快適に利用できる施設となりましたが、まだまだ湿気に対する対策が不十分であり、令和4年度は、実際にプールが運営している状況下で湿気に対する調査を実施し、その調査結果に基づき、より安全な施設とするための対策を講じてまいります。

その他の社会体育施設につきましては、老朽化した文化広場庭球場のトイレ改修工事

や坂崎運動場周辺の排水対策など、安心してスポーツができる環境整備に努めてまいります。

令和4年度新規事業としまして、町外に誇れる施設や史跡について、アニメを通して全国的に発信していくことで地域活性化につなげるアニメツーリズム事業を推進してまいります。

ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画 みんなのちからで続くまち

町民の皆様とともに、将来に渡り持続可能なまちづくりを進めていくためには、限りある財源の中で施策の優先順位を考え、最少の経費で最大の効果をあげられるよう取り組んでいかなければなりません。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次幸田町総合計画の実施計画により進めてまいります。将来を見据えた事業は、時期を逸することなく、かつ、確実に実行することが重要であるため、各事業の実施に当たっては、補助金その他の財源の積極的な確保に努めてまいります。特に、ふるさと納税の制度と融合したクラウドファンディングの活用を研究し、幸田町の魅力発信との相乗による効果的な事業達成を推進してまいります。基金の繰入れや起債の扱いにつきましては、後年度負担を慎重に検討した上で、計画的に運用してまいります。

公共施設の管理運営におきましては、施設の安定的な存立基盤の確保とともに、将来に渡る財政負担の軽減を図るため、借地の解消に鋭意取り組んでまいります。また、役場庁舎の長寿命化を踏まえ、空気調和機更新工事等に取り組み、引き続きバリアフリーや感染症対策にも配慮して、安心して快適に御利用いただける庁舎環境の整備を図ってまいります。公用自動車におきましては、「幸田町ゼロカーボンシティ」宣言を踏まえ、財政状況や更新基準を照らし合わせ、環境に優しい公用自動車の計画的な更新に努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第2次男女共同参画推進プランに基づき、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会づくりを進めてまいります。

地域活動施設の推進につきましては、地域のコミュニティ活動の充実を図るため、活動費及び活動の拠点となる施設の維持・修繕等に対する補助を継続して行っています。また、逆川区におきまして、土砂災害の危険区域に位置する農村センターに代わる新たな集会施設を建設します。幸田区におきましては、道路拡幅工事の事業用地及び代替地として取得した旧甲田薬局を改修し、解体したまちづくり会館に代わる集会施設として整備してまいります。

多文化共生の推進につきましては、多文化共生拠点施設を活用し、多言語対応のほか、やさしい日本語の普及に努め、外国籍町民にも住みやすいまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、消防指令業務の共同運用や斎場等の運営を始め、近隣市と積極的に協力体制を整え、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めてまい

ります。

情報の発信と管理につきましては、行政情報を迅速かつ正確に分かりやすく町民に提供し、町民の理解を深め、透明性を確保するとともに、強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

また、令和4年度に姉妹都市提携5周年を迎える島原市との友好交流を推進するとともに、令和2年度に締結いたしました三河町村広域交流協定に基づき、東三河3町村との交流、連携を進め、町内外に本町の魅力を発信するプロモーション活動に取り組んでまいります。

住民窓口サービスにつきましては、ワンストップサービスの実施により、役場での滞在時間の短縮に努めておりますが、役場の閉庁時でも手軽に住民票等の証明書を取得できるコンビニ交付サービスを、令和4年3月1日から実施するなど、町民の利便性の向上を図ってまいります。

効率的で健全な行財政につきましては、第12次行政改革大綱に基づき、計画的に行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスの更なる向上に努め、行政手続のオンライン化を推進してまいります。人員配置につきましては、重点施策に対しては優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、国・県等への派遣を含め職員の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう研修事業を充実させながら努めてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきました。新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続く中にありますが、町民の皆様との安全と安心を第一とし、限られた財源と資産を最大限に活用して、持続可能なまちづくりを進め、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、よろしくごお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案をいたしました全ての議案が円滑に審議され、御可決承認賜りますようお願いを申し上げ、令和4年度の予算の大要と施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 議案書の1ページをお開きください。

第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてであります。

議案関係資料は、1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、現在、委員の1人として任命されています山下英雄委員が、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任の委員といたしまして、中西雅俊氏の任命に係る同意を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により求めるものであります。

任期は、令和4年4月1日から4年であります。

議案書の2ページを御覧ください。

中西雅俊氏は、幸田町大字六栗字下北野にお住まいの、70歳であります。

中西氏につきましては、大学卒業後、民間企業に就職され、定年退職を迎えられるまで、37年にわたって勤めあげられました。

平成30年度には、六栗区区長を務められ、その後も、地元で新旧住民の交流や森の整備活動にも携わっておられます。お人柄も高潔にして温厚であり、本町の学校教育・生涯学習、あるいは子育て支援について、忌憚のない御意見をいただき、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております第1号議案について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
第1号議案 幸田町教育委員会の委員の任命についてを原案どおり同意するに賛成の
諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(足立初雄君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第1号議案は、原案どおり同意することに決しました。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

○議長(足立初雄君) ただいま、同意されました教育委員より御挨拶をいただきます。
入室を許可します。

(教育委員 入室)

○議長(足立初雄君) それでは、ただいまから任命の同意がされました教育委員より、御
挨拶をいただきます。

○中西雅俊氏 ただいま幸田町教育委員会委員の任命につきまして同意をいただきました、
中西雅俊でございます。

教育委員という職責を務めさせていただくに当たりまして、大変身の引き締まる思い
をしております。

今、教育の現場では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、学習は制限され、
普段行われている行事や活動は中止や縮小を余儀なくされ、大変苦勞をして工夫を凝ら
して取り組んでおります。保護者の皆さんは、学校で身近に子どもの成長を見る機会を
失われております。学習面では、児童生徒一人一人に寄り添うことを重視した35人学
級や、時代の流れに即したタブレットなどを利用したGIGAスクール構想などの取組
が行われています。また、新聞やテレビでは、日常的にいじめや虐待の記事が取り上げ
られております。

このような状況の中で、今まで教育の関係の仕事に携わっていない私が、どのような
形でどれだけの取組ができるか分かりませんが、私の思いであります、人として、人と
人、自然、心とのつながり、物事の関係性などの大切さを軸に置いて、今、この場にお

見えになる幸田町議会議員の皆様方を初め、関係各位の方の御指導、御鞭撻をいただきながら、幸田町の教育行政の発展のために、微力ではございますが努めさせていただく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

○議長（足立初雄君） ありがとうございます。

退室をお願いします。

（教育委員 退室）

再開 午前10時30分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（足立初雄君） 日程第6、第13号議案から第17号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算関係につきまして、別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思えます。

補正予算関係につきましては、第13号議案から第17号議案までの5件であります。初めに、第13号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

また、議案関係資料は、46ページ及び47ページから57ページまででありまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する補正、又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止し、もしくは縮小しました事業に関する減額補正につきましては、米印で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,831万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ195億9,467万4,000円とするものであります。

第2条 地方債の補正につきましては、4ページを御覧いただきたいと思えます。

第2表 地方債補正のとおり、道路改築事業におきまして、9,700万円としておりました起債の限度額を、2,500万円減額し、7,200万円とするものであります。これは、町債を財源として予定していました道路改築事業における各事業の完了見込みにより精査を行いまして、不用が見込まれる金額を減額するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧いただきたいと思えます。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、歳出事業費の確定見込みの状

況によりまして、地域型保育給付費負担金及び子育てのための施設等利用給付交付金を、それぞれ減額するものであります。また、令和2年度、児童手当交付金交付額の確定を受けまして、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、初めに、個人番号カード交付事業費補助金でございます。これは、これまで個人番号カード交付事業に関連する事務につきましては、市町村が事業主体となり、国から補助金の交付を受け、必要な事務を地方公共団体情報システム機構に委任する形態をもって運営してきましたが、令和3年9月のデジタル庁設置に伴いまして、当該事業全体が市町村から地方公共団体情報システム機構に移行し、市町村からの委任を介さずに、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード交付事業関連事務を行うこととなりました。このことによりまして、その委任に要していた事業費の不用額部分に係る交付金を減額するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、これは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができる交付金について、変更決定があった金額を追加するものであります。この追加分につきましては、当初予算において計上しました、庁舎維持管理事業における庁舎カウンター用アクリル板購入費及び救急医療対策事業における消毒薬購入費の財源として充当し、また、去る令和3年9月定例会におきまして予算の新規計上をお認めいただきました、コミュニティ推進事業における新型コロナウイルス感染症対策補助金につきましては、その財源を新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金から、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金につきましては、歳出事業費の確定によりまして、減額するものであります。

社会資本整備総合交付金につきましては、事業の完了状況、交付金の決定状況、令和2年度補正予算との二重計上部分等を精査しまして、減額するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの55款国庫支出金、10項国庫負担金と同様に、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、地域型保育給付費負担金及び子育て支援施設等利用給付費負担金を、それぞれ減額し、過年度分児童手当負担金を追加するものであります。

15項県補助金につきましては、初めに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございます。これは、対象となる被災農業者支援型について執行の見込みがなくなりましたこと、及び対象事業費の確定に伴いまして、減額するものであります。

次に、あいち型産地パワーアップ事業補助金につきましては、対象事業費の確定に伴いまして、減額するものであります。

愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金につきましては、補助金申請者数が当初の見込みを下回りましたことから、減額するものであります。

私立幼稚園授業料等軽減補助金につきましては、歳出事業費の確定見込みの状況によりまして、減額するものであります。

10ページを御覧いただきたいと思います。

70 款寄附金につきましては、ふるさと寄附金の申込みが大変好調でありまして、既に当初予算額を上回る寄附を受けており、追加するものであります。

75 款繰入金、10 項基金繰入金につきましては、好調なふるさと寄附金の状況と歳出予算における不用額を精査しまして、財政調整基金繰入金を減額し、令和3年度における財政調整基金の取崩しをゼロといたします。

また、教育施設整備基金繰入金を減額し、基金の取崩しを一部控えることで、後年に予定される大規模な整備事業に備えるものであります。

新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、先ほど55 款国庫支出金において説明をさせていただきましたが、コミュニティ推進事業における新型コロナウイルス感染症対策補助金の財源を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に組み替えることによりまして、その分に係る繰入金を減額し、併せて、小学校管理一般事業及び中学校管理一般事業においてそれぞれ計上しておりました修学旅行キャンセル料補助金については、いずれも執行の見込みがなくなりましたことから、その分に係る繰入金を減額するものであります。

15 項他会計繰入金につきましては、介護保険特別会計における過年度事業費の確定に伴いまして、追加するものであります。

85 款諸収入につきましては、蒲郡市幸田町衛生組合におきまして、令和2年度の負担金総額の確定があったことに伴いまして、前年度に支出した負担金の超過分について返還を受けるものとして、蒲郡市幸田町衛生組合返還金を追加するものであります。また、収入印紙売捌手数料及び収入印紙売捌代金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるパスポート申請の減少を見込みまして、それぞれ減額するものであります。

12 ページを御覧いただきたいと思ひます。

90 款町債につきましては、先ほど地方債の補正において説明させていただきましたが、町債を財源として予定していました道路改築事業の完了見込みを精査いたしまして、不用が見込まれる部分を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

これから提案をさせていただく歳出の補正予算は、各款にわたりまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止し、又は縮小したことに伴いまして不用となりました事業予算及び事業が完了し、又は完了の見込みが立ったことに伴いまして、不用となる事業予算の減額補正もしくは精算等に伴う必要枠の増額補正を中心に計上させていただきましたものであります。これらにつきましては、説明を省略させていただき、主なものについてのみ説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

補正予算説明書14 ページを御覧いただきたいと思ひます。

初めに、15 款総務費、10 項総務管理費におきまして、ふるさと納税推進事業でございます。こちらにつきましては、先ほど歳入において説明をさせていただきましたが、ふるさと寄附金の申込みが大変好調でありまして、寄附金を追加したことに伴い、返礼品の調達や発送、インターネットポータルサイトの運営その他のふるさと寄附業務に係

る委託料を追加するものであります。また、国際化推進事業におきましては、ホストタウン事業としまして、東京2020オリンピックに出場するハイチ選手団を幸田町に招いた交流事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法をオンライン交流に変更したことで、事業を実施するために計上しました委託料に不用額が生じたので、委託料を減額するものであります。

18ページを御覧いただきたいと思います。

20款民生費、10項社会福祉費におきまして、社会福祉総務一般事業でございます。こちらにつきましても、ふるさと寄附金の好調な状況を受けまして、今後、予算規模を要することが見込まれます、大草広野地区福祉施策等の大型事業における施設整備の財源や、福祉施設の老朽化対策の財源として備えるため、福祉施設整備基金への積立金を追加するものであります。

20ページを御覧いただきたいと思います。

35款農林水産業費につきましては、地域農政総合推進事業におきまして、当初、道の駅全国大会を幸田町で開催するために各種事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法をオンライン開催とし、予定した事業の幾つかを中止し、又は規模を縮小して開催しましたことで不用額が生じており、これを精査しまして、職員旅費、運營業務委託料、モバイルスタンプラリー業務委託料、広告掲載事務負担金を、それぞれ減額するものであります。

24ページを御覧ください。

55款教育費につきましては、10項教育総務費におきまして、令和2年度愛知県私立幼稚園授業料軽減補助金の精算に伴いまして、超過交付分に係る返還金を新規計上するものであります。また、歳入において説明させていただきましたが、去る令和3年9月定例会におきまして予算の新規計上をお認めいただきました、15項小学校費及び20項中学校費における修学旅行キャンセル料補助金でございますが、本年度の修学旅行事業につきましては、計画しました全ての行程を無事終えることができましたので、計上しました補助金の全額を、ここで減額するものであります。

28ページを御覧いただきたいと思います。

70款の諸支出金につきましては、ふるさと寄附金の好調な状況と不用額に関する減額補正の状況を踏まえまして、財政調整基金積立金を追加するものであります。

以上が、令和3年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の説明であります。

次に、第14号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料につきましては、46ページ、58ページ及び59ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,580万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億1,175万1,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の38ページを御覧いただきたいと思います。

20款国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応分として、災害等臨時特例補助金が昨年度に引き続き交付されることとなりましたので、新規計上するものであります。

30款県支出金につきましては、一般被保険者療養給付事業における給付費負担金の確定見込みによりまして、保険給付費等交付金を追加するものであります。

40款繰入金、5項基金繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金繰入金を追加し、収支全体を調整するものであります。

10項他会計繰入金につきましては、事業費の確定又は確定見込みにより一般会計繰入金を精査したことによりまして、保険基盤安定繰入金を追加し、併せて、事務費繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の40ページを御覧いただきたいと思います。

15款の保険給付費につきましては、事業費の確定見込みの状況によりまして、10項療養諸費一般被保険者療養給付費負担金を追加し、20項出産育児諸費で出産育児一時金を減額するものであります。

27款特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査受診者が当初見込みより少なかったことによりまして、特定健康診査等業務委託料を減額するものであります。

35款諸支出金につきましては、令和2年度愛知県国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴いまして、超過交付金に係る返還を新規計上するものであります。

以上が、令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

次に、第15号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の43ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料は、46ページ及び60ページから62ページからでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,182万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億1,355万2,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は50ページからを御覧いただきたいと思います。

20款国庫支出金につきましては、包括的支援事業及び任意事業に係る地域支援事業交付金を減額するものであります。これは、当初、令和3年度内に計画しておりました北部圏域及び南部圏域における地域包括支援センターの業務委託が、各受注予定法人の人員体制が整わなかったため、契約に至らなかったことに伴いまして、その経費に係る

財源を減額するものであります。

30 款県支出金につきましては、20 款国庫支出金と同様に、地域包括支援センターの業務委託ができなかったことに伴いまして、その経費に係る財源としていました、包括的支援事業及び任意事業に係る地域支援事業交付金を減額するものであります。

40 款繰入金、10 項一般会計繰入金につきましては、地域支援事業に係る事業費の確定見込みを精査したことによりまして、介護予防及び日常生活支援総合事業に係る繰入金を追加し、併せて、20 款国庫支出金及び30 款県支出金と同様に、地域包括支援センターの業務委託ができなかったことに伴いまして、包括的支援事業及び任意事業に係る繰入金を減額するものであります。

15 項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を追加し、収支全体を調整するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

52 ページを御覧いただきたいと思えます。

15 款保険給付費につきましては、各事業費の確定見込みの状況により調整を行いまして、10 項介護サービス等諸費及び、15 項介護予防サービス等諸費をそれぞれ追加し、20 項高額介護サービス等費を減額するものであります。

35 款、20 項介護予防・生活支援サービス事業費につきましても、各事業費の確定見込みの状況によりまして、追加するものであります。

54 ページを御覧いただきたいと思えます。

30 項包括的支援事業・任意事業費につきましては、先ほど歳入において説明をさせていただきましたが、令和3年度内に計画しておりました北部圏域及び南部圏域における地域包括支援センターの業務委託が、各受注予定法人の人員体制が整わなかったため、契約に至らなかったことに伴いまして、予定していました地域包括支援センター業務委託料を減額するものであります。

40 款10 項償還金及び還付加算金につきましては、令和元年度地域支援事業交付金の再確定に伴いまして、過剰交付分に係る返還金を追加するものであります。同時に、20 項繰入金につきましても、令和元年度地域支援事業交付金の再確定に伴いまして、超過となりました一般会計からの繰入金相当額を、過年度分精算金として追加し、一般会計に繰り戻すものであります。

以上が、令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

次に、第16号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の57 ページをお開きいただきたいと思えます。

また、議案関係資料は、46 ページ、63 ページ及び64 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ500 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,923 万6,000 円とするものであります。

第2条 繰越明許費につきましては、60 ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費のとおり、幸田駅前換地処分事業につきましては、業務に係る委託料750万円を限度額として、繰越明許をお願いするものであります。幸田駅前換地処分事業につきましては、去る令和3年9月定例会におきまして予算の追加をお認めいただき、直ちに換地処分等作成業務に着手して事業を進めてまいりましたが、前提となる出来形確認測量業務の地権者調整に不測の日数を要したために、業務の年度内完了が見込めなくなりましたことによるものであります。

第3条 地方債の補正につきましては、同じく60ページを御覧いただきたいと思っております。

第3表 地方債補正のとおり、幸田駅前土地区画整理事業におきまして、4,780万円としておりました起債の限度額を、400万円減額し、4,380万円とするものであります。これは、町債を財源として予定していましたが各事業の完了見込みにより精査を行いまして、不用が見込まれる金額を減額するものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書64ページを御覧ください。

35款繰入金につきましては、一般会計繰入金を減額し、収支全体を調整するものであります。

55款町債につきましては、先ほど、地方債の補正で説明させていただきましたが、事業の完了見込により不用が見込まれました部分を減額するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の66ページからを御覧いただきたいと思っております。

10款土地区画整理費につきましては、事業の完了見込により予算の精査を行いまして、土地区画整理業務委託料、工事請負費、物件移転等補償費をそれぞれ減額するものであります。

以上が、令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の説明であります。

次に、第17号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の69ページをお開きください。

また、議案関係資料は、46ページ、65ページ及び66ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 総則であります。令和3年度幸田町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、次条以降におきましては、地方公営企業法施行令の規定により、補正予算に係る必要な事項を記載しております。

第2条 業務の予定量につきましては、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものであります。こちらにつきましては、公共柵の新規設置件数が、当初の見込みを下回っていることによりまして、（4）主な建設改良事業管路建設費を減額するものであります。

第3条 収益的収入及び支出につきましては、予算、第3条に定めた収益的収入及び

支出の予定額を補正するものでありまして、収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益で、一般会計からの補助金を減額し、併せて、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で同額を減額するものであります。こちらにつきましては、本年度、町全体計画の見直し業務に着手する予定でありましたが、愛知県と調整を重ねた結果、当該見直し業務につきましては、流域下水道の全体計画の動向と歩調を合わせて行うことが必要となり、この業務の施行を1年先送りしなければならないこととなったことによります。

第4条 資本的収入及び支出につきましては、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでありまして、収入、第1款資本的収入、第3項他会計補助金で一般会計からの補助金を減額し、併せて、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費で同額を減額するものであります。こちらにつきましては、先ほど第2条で説明をさせていただきましたが、公共樹の新規設置件数が当初の見込みを下回っていることによりまして、不用額として見込まれる部分を減額し、併せて、このほど南部処理分区に係る蒲郡市下水道浄化センターにおいて行われている幾つかの事業が繰越事業となりましたことを受けまして、幸田町が令和3年度において負担すべき金額に変動が生じたことにより、不用額として見込まれる部分を減額するものであります。

第5条 他会計からの補助金につきましては、予算第9条中、1億227万円を7,527万円に改めるものであります。こちらにつきましては、第3条及び前条で説明させていただきましたとおり、一般会計からの補助金を減額したことによるものであります。

なお、71ページ以降の補正予算説明書におきましては、今回の補正内容と令和2年度決算の状況によりまして、73ページの令和3年度幸田町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、74ページ及び75ページの令和3年度幸田町下水道事業予定貸借対照表、並びに76ページ及び77ページの注記を改めております。

以上が、令和3年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明であります。

以上、第13号議案から第17号議案までの5件の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第13号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この一般会計の補正予算ですけれども、これは最終補正予算になりますか、まず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 現在、最終日の補正予算も所管課のほうからありますので、それについて調整をさせていただいておりますので、若干の変更があるかと思っております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） まだ最終ではないということでもありますけれども、ふるさと寄附金について、これは最終的には大体幾らぐらいになるのか、分かる範囲内でお答えいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 現在私が持っております最新の情報でありますと、令和4年の2月17日現在の実績といたしまして、32億4,917万100円というような実績になっております。また、今後、2月と3月に若干増えるのではないかとというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ますます好調のようでございます。

次に、今回コロナの関連でいろいろと中止になった、そうしたものもあることで減額補正が主なものでありますけれども、そうした中におきまして、財調も繰入れを取り止めるということもあります。一方、こうした減額した、そうした財源をもとにまた基金への積立てというも行われております。こうした最終的なものではないわけではございますけれども、3月末時点での基金あるいは町債についての残高、これをそれぞれお答えいただきたいということと、また資料にして提出していただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 財政調整基金につきましてはですけれども、今回、予算のほうをお認めいただけましたら、今現在ですが3月末の残高といたしまして、24億6,607万3,589円を見込んでおります。また、町債に関しましてですけれども、令和3年度末の町債の残高が31億4,850万1,000円を見込んでおります。また、資料につきましては、担当課と調整をいたしまして、準備をさせていただきたいと思えます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 財政調整基金につきましては、24億になるということですが、それぞれほかの基金もあるわけがございます。そうした点におきまして、この基金残高につきましての資料での提出はできるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

- 企画部長（成瀬千恵子君） 議員のおっしゃられます、それぞれの基金の3年度末の残高につきましての資料のほうを、また提供させていただきたいと思います。
- 議長（足立初雄君） 8番、丸山君。
- 8番（丸山千代子君） 資料の提出でございますけれども、今度の予算特別委員会の前までには出していただけるかどうか、確認をお願いします。
- 議長（足立初雄君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 予算特別委員会の前までに準備をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 議長（足立初雄君） 8番、丸山君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。
5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） まず、別冊15ページの総務管理事業の訴訟費用についてお伺いをいたします。
当初予算で938万円計上されていたわけでありましたが、ここから600万円の減額ということで、この訴訟費用が減るといいことだと思うわけでありまして、この減額をされた理由をまずお聞きをしたいと思います。
- 議長（足立初雄君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） この減額でございますけれども、現在、係争中の案件が1件ございまして、この案件が年度内において終結の見込みがなくなったということでございまして、600万円分を減額をしていくというものでございます。
- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） とすると、争いがなくなったということではなくて、支払時期が後ろに延びていく、そういうことだというふうに理解をしてよろしいでしょうか。
- 議長（足立初雄君） 総務部長。
- 総務部長（志賀光浩君） 年度内の支払いがなくなって、翌年度以降ということになったということで御理解いただければと思います。
- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） 係争中ということでありますので、どんなものかはお伺いをいたしません、なるべくきちんとした対応をしていただけたらというふうに思っております。
それから、17ページ、広聴活動事業であります。今回350万円、広報こうた印刷が減額をされております。その要因についてお伺いをいたします。
- 議長（足立初雄君） 企画部長。
- 企画部長（成瀬千恵子君） 広報こうたの印刷製本費ということで、当初予算を990万円計上しておりましたけれども、今回実績のほうは、見込みでございますけれども、575万4,364円を見込んでおまして、減額のほうを350万円計上させていただいております。この内容につきましてですが、入札の結果により、このような状況になっております。
- 議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。
- 5番（伊澤伸一君） 入札の結果、安くなったということのようでありますので、それは

業者さんが努力をされたのかなというふうに評価をいたします。この令和4年度予算を見ていくと、やっぱり990万円、同額の予算計上であります。570万余でできた実績があるにもかかわらず990万円の予算計上ということは、何か特別なものをこの中に入れられておられるのか。例えば、昨年の小崎侃の表紙をやるとか、そういうものがあるのかなのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 広報こうたに關しましてですけれども、令和3年度はフルカラーの広報にということで、令和2年度にありました広報のコンクールにおいて、カラーのページを増やしてもらってくださいという、そういった講評をいただいております。そういった中で、フルカラーの広報に令和3年度から取り組んでおりまして、当初予算は990万円ということで認めていただいているわけですが、企業様のほうの御努力によりまして安価で済んだという結果がございます。また、フルカラーにさせていただいたということで、今年度におきましても広報のコンクールにおいて入賞をしているという実績もでございます。令和4年度の予算につきましてですが、業者のほうから見積りをいただきまして、また令和2年度のときも同じように一旦金額を上げさせていただきました。その理由といたしましては、紙の高騰ということもございましたので、そういった心配もありますので、今回業者さんの見積りによって、令和3年度と令和4年度も同額の金額を要求させていただいているところでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。何で私がそういうことをお伺いしたかという、一度新規事業で載った事業は、最初は議案資料に載ってきますけれども、2年目以降は載ってこない、とけ込んじゃうということがありますので、そういうものがあると、こんなの聞いてないよという話になってもいかなんと思っ、念のためにお伺いをいたしました。それはそれで結構です。

次に、17ページのコミュニティ推進事業について、お伺いをいたします。減額したのに何でケチつけるんだと思われるかもしれませんが、逆川集会施設の実施設計委託料についてお伺いをいたします。

これは、予定工事費が決まっています、実施設計料が決まるのではないかなというふうに思うわけでありまして、この実施設計の委託をされたときに予定工事費は幾らと想定して契約をされたか、それをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実施設計発注時における予定工事費は、幾らを想定して実施設計を依頼したのかというお尋ねでございますが、一応本体工事として1億円という前提でお願いをさせていただきました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 本体1億ということのようでありまして。今年度の工事予算額は2億円を超えております。1億の業者で2億円もかかる実施設計を上げてきた、そのことは問題ないんでしょうか、お答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほども申しあげました、発注の想定、本体工事1億ということで、この本体工事1億と申しますのは、ざくっと想定で鉄筋コンクリート造で、建物延床100坪、坪当たり100万円で1億円という想定での1億でございました。1億で発注しているのに倍以上という設計を上げてきたということで、これについては業者が悪いということではなくて、正直申しあげまして、本体工事以外に外構に係る部分、具体的には、まずは今回の建設予定地については、逆川、もともと既存の共同出荷場がございまして。そいつの取り壊し、それから建築に当たって、県との調整をしていく中で、現建設予定地のその周辺が石垣構造になっているわけですが、石垣のままではだめだよということで、石垣を擁壁に替えるということ。それから今回、前々から説明をさせていただいておりますけれども、逆川に関する防災拠点的な位置づけで建設をさせていただくということでもありますので、その防災拠点としてのモデル的なケース、また本町としてゼロカーボンシティを目指す中で、太陽光発電を導入するというもろもろ等の経費が重なって、総事業費が大きくなったということが正直なところでございます。申し訳ございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これは、今年度いきなり実施設計の予算が計上をされたわけでありまして。普通、工事を進めていくにはプロセスがあると思います。大まかな基本構想を作って、それから概略の工事内容を決める基本設計、そして、それが固まったときに実施設計と。このプロセスで進んでいけば、このようなことはないはずですね。昨年の実施設計に載ってる工事予算は8,500万円です。それで収支が合わせてある、4年度の収支でね。だから、これが膨らんじやったら、何かを削らんと本当はできないはずだと思います。詰めが甘かったと、進め方が間違っていたということじゃないでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 実施設計上、8,500万円ということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。この8,500万円というものにつきましても、本体工事につき、先ほど申しあげました1億円ということでもともと考えていたところ、全体調整の中で8,500万円になったということでございます。事業費が膨らんだ分、どこかで削らなければというのが本来であるという議員の御指摘はごもっともでございます。それについて反論することはできませんけれども、進め方が間違っていたというとなかなか語弊もあるわけですが、詰めが甘かったという点については認めざるを得ない部分はあるかと思います。申し訳ございません。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 逆川の工事につきましては、議案質疑も予定をさせていただいておりますので、予算のときに、また少し詰めさせていただきたいと思っております。

同じこのコミュニティ推進事業の中に、維持修繕負担金350万円の減額がされております。この内容を教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 維持修繕負担金につきましては、令和3年度予算の編成に当た

りまして、令和2年度の時点で各区から御要望をいただき、取りまとめして編成をしております。この350万円分、今回減額をさせていただく分につきましては、長嶺コミュニティホームの外壁塗装工事に係る負担金ということで計上をした分でございます。これについては、当然長嶺区からの要望に基づき予算計上をしていたわけですが、令和3年度、年度が変わってから、長嶺区のほうから、コミュニティホーム自体の移転、新築の構想の御要望が出されました。その構想がある中で、方や、現施設を多額のお金をかけて外壁塗装をすると、方や、新築に向けて動き出すというのはいかがなものかということで、長嶺区さんと相談をさせていただいて、差し当たり、現施設への投資を抑えるということで、本年度については着手しないということで、それに伴って負担金も不用となったということで、減額をさせていただくものであります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この種の集会施設、それを改築する場合、あるいは修繕する場合、基本的な地元の負担と町の負担というか、そのルールですね、それを教えていただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） これについては、補助要綱がございます。それに基づいて行うわけですが、今回の長嶺コミュニティホーム、町の施設でございますけれども、それに係る修繕については、地元が発注を行いまして、それに対して補助要綱で定めた負担割合において、町が負担金を負担をするということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 長嶺コミュニティは、築何年経過なんですか。耐用年数を経過しているのか、していないのか。大規模修繕じゃだめなのかどうなのか。今のままだと移転ありきで、はっきりは言われなかったですけども、町が作ってやるよという感じに聞こえてくるわけでありまして、本当のところですね、先ほど補助要綱等があるよと言われたわけでありまして、地元施設は、基幹施設以外は地元が施工をして、町の補助金をもらって、備品は全部地元持ちだよという形で整備をされるのが普通であると思います。長嶺区からそういう要望が出てきたということならば、その原則は長嶺区にはちゃんとしっかりとお伝えして、話が進められているのかどうか、それをお答えください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 長嶺区との話でございますけれども、具体的な構想ということで、まだ具体的な話にはなっていないということでございますけれども、とにかく両方の着手はないよということで今回既存の施設への投資は控えていただくということでございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 耐用年数を経過しているのかどうか、それについてのお答えがなかったと思います。それで、そういう施設についての、長嶺でそういうふうにするなら、同じ時期に幸田町は、各地区の公民館、老人憩の家等は、呼び方は違うけれどもほぼ同じような時期に建設をされていった施設。長嶺をそういうふうにするなら、ほかも

同じようにしていかなと必ず苦情が出てきます。また、耐用年数との関係は、当然これは、それ以前に取り壊していくというのは、それは本当にいかななものかなというふうにも思いますので、基本のルールを変えるときはしっかりと調整をして、将来への負担あるいは不公平感、そういうものが出ないようにされていかなと、これはまずいと思います。とりあえずは長嶺が工事をやめられたということで減額をされたということだけは、支出が減ったことでありますので、この点については反対をするわけではありませんが、進め方は十分調整をしていただかないと、これは大変なことになると申し上げておきます。

次に19ページ、社会福祉施設総務一般事業についてお尋ねをいたします。

ここに説明では、大草広野地区福祉施設と老朽化対策のための備えとして、福祉施設整備基金に積立金1億円を積み立てるという説明でございました。この1億円という根拠をお答えください。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど町長の提案理由説明の中でも、ふるさと寄附金が好調であったということで、当初予算を上回る補正予算と今回追加をしたということでございます。そのお金を活用いたしまして、福祉施設整備基金積立、この1億をしていきたいというふうな福祉部局の考えであります。大草広野地区における福祉施設推進構想事業、こちらにつきましては、さきの議案説明会それから本日の当初予算、こちらのほうの御説明の中でも事業を行っていきたいという旨をお示ししてあると思います。当面の目標額といたしまして、今回の補正予算は1億ということでございますが、今後の財政状況を踏まえつつ、福祉部局としては5億円をめどに基金を積み立てていきたい、その中の今回は1億ということでございます。

この5億円としての根拠であります。現時点におきます、この大草広野地区におきます事業、これのあくまでも現時点での試算であります。約11億円程度になると考えております。この半分の5億を何とか財政当局と調整しながら積立てをしていきたいと考えておまして、今回はふるさと寄附金の好調、こうしたものを理由といたしまして、まずは1億という形で積立てをしていきたいというふうと考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 11億円の中に、先ほどの施政方針にありました生きがいセンターの移転費用も含まれているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この11億円の中には、当然その移転費用、こうしたものも含んで考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ということになりますと11億円かかるわけで、その事業を行うときの予算の組立を考えると、財源として11億円のうち5億円は基金から取り崩すよと、まあ、これはいいですわね。じゃあ、残りの6億円、これはどういうふうに工面をするのか。予算は単年度主義ですので、単年度予算から6億工面をしなければならぬ。この11億円かかる事業に対して、半分以下の積立てというのが果たしていいのか

どうなのか。11億円かかるんだったら、それを必ずやらないかんというんだったら、今のふるさと納税があるから積むんじゃないくて、ほかの事業から削ってでも積み立てていかんと、当該年度に資金ショートしたら何にもならん。こんな無責任な運営は私はないと思いますので、そこについて改めて、こういう大事業をやるときの特定目的基金ですので、それはどういう年度にどれだけ要るから積み立てていかないかんということをやったりやらないかんと思はいます。相見駅を作るときには、都市施設整備基金にどんどん積み立てていきました。財源が足らんから、当時は法人町民税が好調な時期に始まったものでありますので、法人町民税から積み立てていけたわけでありましてけれども、リーマンショックで法人町民税が期待できなくなったときに、不足分を減収補填債で借りて、地元からの地区要望は極力断って、そうして備えていったわけでありましてよ。当時の土木課長は、仕事を断るのが俺の仕事だと言って、半分冗談めいて言っておりましたが、それぐらいやっていかんと駅なんか作れなかった。そういうことがありますので、ここら辺はしっかりと知恵を出し合って、本当にやるんだしたら、もっと実行性のある目標を持ってやっていく、そういうべきだと思います。これからはそういう起債を当てはめていくという、そういう時代ではありませんので、と私は思っておりますので、しっかりと備えをしていただきたいと思います。そのほかにもいろいろちょっと聞こうかなと思ったんですけど、昼の休憩時間に入ると雰囲気が悪くなりますので、以上で私の質問は終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 11億円の事業を行うのに5億円の積立て、当然あとの6億円、これは大きな事業費となります。この6億をしっかりと確保するということは必要だと思っております、それを起債等に頼っていくということは、本当はあってはならないというふうにも考えております。そんな中、この大草広野地区の事業につきましては、今回の令和4年度からの3カ年の実施計画、こうした実施計画にもしっかりと金額のほうを掲載させていただき、将来計画、これは10年先になるかもしれません、それ以降になるかもしれません、その費用も含めましてこの11億円ということでございますが、来年度予定しております福祉施策推進構想作成業務、こちらのほうの委託料のほうを計上させていただいております、新年度事業。こちらのほうでしっかりとした必要経費、こうしたものをはじきまして、計画的に財政当局とも調整しながら事業が実現できるよう進めていきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩とします。再開は、午後1時からであります。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第14号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第15号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 歳入歳出で連動しているわけでありましてけれども、北部と南部の地域包括支援センター、こちらが法人の人員体制が整わなかったということで運営委託ができなかったと、こういう説明であるわけでありまして。この施設整備は当初予算に盛り込まれていなくて、補正予算、南部に至っては、建設は4年度に建設をされる計画であります。予算計上されたときは、場所はどこで始められるつもりで計上されたのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 地域包括支援センターを令和3年度から、これは運営の受託をしていただきたいということで、3年度の当初予算に計上させていただいております。場所については、北部につきましては現在の坂崎にありますシニア・シルバーサポートセンター内、こちらのほうというふうな計画をしてきたものであります。南部につきましては、今年度、用地取得のほうを3年度は進めてきておりますが、深溝の額田地内ということで進めておりました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 3年度に開設をするということで、南部もその運営委託費が計上されたわけでありまして。4年度以降に額田地内に作るというのは承知をしているわけでありましてけれども、3年度にどこで運営を始めるとということで計上をされたのかを私は尋ねているわけでありまして、そのお答えにはちょっとないと思っておりますので、改めて伺いたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 運営につきましては、北部につきましてはシニア・シルバーサポートセンターの1階部分。こちらのほうは、今年度、補正予算のほうをお認めいただいて整備を進めてきているわけですが、こちらのほうで運営をしたいというふうに予定しておりました。それから、南部につきましては、まだ今後、3年度に用地取得のほうに、それから実施設計ということでありますので、まだまだ令和4年度は施設の整備をする必要がありますので、運営については現在受託と申しますか、事業者は決まっておりますので、こちらのほうの和敬会さん、こちらのほうの一面を利用していただいて、そこで運営をしていただくというふうを考えておりました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 南部は、昨年の予算特別委員会で、北部は藤田学園、それで南部は

和敬会ということで決まっているというのは、私も承知をしております。そのときに私は、この包括は、岡崎市はほとんどが介護老人保健施設に委託をしておりますよと、そちらの施設内で運営されておりますけれども、そういう考えがあるかどうかをお尋ねしたと思います。施設ができないなら、仮事務所でもやろうと思えばできたと思うわけでありまして、和敬会に今年度から、途中からでも構わんけれども、和敬会の施設の中でやれないかどうか、そういうふうな交渉をされたことがあるのか、ないのか、お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 南部につきましては、和敬会さんのほうにつきまして、事業者選定公募ということで決まったものであります。そこの今現在業務を行っている、そこで当面、それから将来的にずっとそこでやっていただけないかというような、そういうお願いはしているものではございません。これから施設整備、用地購入、実施設計、施設整備をしまして、それが整った段階で、そちらのほうの現在の額田地内に入っただけということでお話をさせていただいているものであります。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 器がないのに始めますよと言っている、これは空販売ですよ。やるところがないのに始めるよということでやられている。結果がそうなったのであるなら、僕はそれを残念だなと思うだけであるわけでありまして、これを、説明を聞いている限り、法人に責任があるような説明をされました。人員体制が両法人とも整わなかったから委託ができなかったと。今、お話を聞いていると、そういうわけじゃないですよ。明らかに町の責任で委託ができなかったことを、そういうふうに言い逃れと言ったらいかんですけど、僕は、間違っていたら間違ったと素直にやっぱり認めていただくということが一番大切なんじゃないかなと。私どもの計画があまりにも乱暴で実現性のないものでしたと言っただけであればいいだけのもの。法人のせいにしちゃう。これは、ほかにも同じような事例があると思うんですけど、間違ったと思ったら、そのときには素直に認めて一回初心に戻って、それから、やっぱり新たに組み立てていく。そういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思うわけでありまして。

ついでにお伺いをしますけれども、4年度にはこの委託費をまた同じように計上されて、国の補助金を予定がされているようであります。南部は答えていただかなくても結構です、4年度中にはまずできないということだと思います。北部はいつ開設できるか、おおよそのめどが立っていればお答えいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和3年度の予算の中で委託料、事業の委託料が上がっているが器がないのではということで、確かにそのとおりでございます。ただ、事業を行う上では、最初のスタートで、仮には全く事業ができないというわけではなくて、昨年度の事業者選定、公募時の仕様書中にうたってあったのは、委託初年度である令和3年度のみ人員募集、設備準備、現地域の包括支援センターからの事業、ケース移管、こうしたもののため準備期間として1年を設けるというようなことも記載していたものでございます。といっても、器がなかったというのは、これは間違いのない事実でありまし

て、これは本当なら令和3年度当初から、委託料を計上しているのであれば器があつてしかりということですが、それがなかったということですが、それで、本町が行う介護予防支援事業所、こちらの指定要件としましては、事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有し、介護予防支援の提供に必要な設備、備品等が備わっていれば事業がとりあえずスタート可能ということですが、令和3年度当初予算の設計に当たりましては、運営だけでもこうした少しの区画を利用して、どこかで事業者の準備ができるという思いもございました。

それから北部でございますけれども、令和4年の4月開設予定で進めております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） あまりくどくどは言いませんけれども、これは、今、社会福祉協議会に委託をされている、それが3分割にされていくわけでありまして。当然、社会福祉協議会の包括は対象者が少なくなるということで、現体制がそのまま維持されるということは通常考えられません。ということで考えていくと、やはり、もう少し慎重に検討をされていくべきであろうと思いますし、この分割される社会福祉協議会、こちらともしっかり調整をしていただいて、それで臨んでいく、そういうことが必要かと思ひます。慎重に進めていただくことをお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 1点、議員からの質問は直接はなかったわけですが、先ほど北部のほうは令和4年の4月ということですが、南部のほうにつきましては、令和4年度中は施設の建設をするわけですが、運営のほうはまどかの郷内で令和4年の4月1日、北と同じように実施をしていくということですが、令和4年度の4月からは3包括が一体となって事業を進めていきたいというふうに思っております。

今年度、3回にわたり運営協議会というものにもお諮りをして協議をしております。各センターで人員体制において数的には違いがございますけれども、情報共有、問題点をお互いで解決できるシステムを作っていくというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） やめるつもりでしたけど、まどかの郷の中でできるものを、なぜまた深溝で新しく作らないかん。理解できますかね。僕は、前にも申し上げたと思ひます。まどかの郷を建設するときには、当時は在宅介護支援センターが必要だということで、その整備する面積については、国からも町からも補助金を出して、そこで整備をされている。今はもう在宅介護支援センターというものが要件上なくなっている、そちらでできるのではないかという提案を、この場だったかどうか覚えないですけどもしてもらったことがあると記憶しております。中でできるなら、そのままずっとやっていただければいいじゃないですかね。そういうことでもう一回元へ返って検討していただける、返事を求めるとあれですので、検討してくださいと申し上げて、答えは要りませんので、それをお願いして、私は質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 1点だけお伝えをしておきます。この南部の包括支援セン

ターにつきましては、やはり3圏域とするのであれば、より地域に近い場所に建物があるべきではないかという考え方で今の施設の設置を進めているということでございます。

○議長（足立初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

以上で、第15号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第16号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第16号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第17号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第17号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより上程議案5件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第13号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第13号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第14号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第14号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第15号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第16号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第16号議案は、原案どおり可決されました。

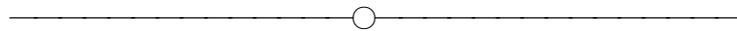
次に、第17号議案 令和3年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第17号議案は、原案どおり可決されました。



日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、第2号議案から第12号議案までの11件と、第18号議案から第26号議案までの9件を一括議題とします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第2号議案から第12号議案までの11件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

第2号議案 幸田町ひと・しごと交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、3ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町ひと・しごと交流施設を設置することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、まちの魅力及び情報の発信、幅広い世代、及び分野を横断した交流の場の提供、並びに感染症等に対応可能な働き方ができる空間等の提供を通じて、地域の振興及び交流活動の促進を図るための施設を設置するものであります。

まず、第3条におきまして、施設の名称を、幸田町ひと・しごと交流施設とし、所在地は、幸田町大字荻字西中64番地1としております。

第4条におきましては、施設の業務概要を、まちの情報発信に関すること、交流活動の促進に関すること、ものづくり支援に関すること、一般公衆の利用に供すること、一時的な業務の用に供すること、そのほか設置目的達成のため、町長が必要と認める業務と規定しております。

そして、第5条から第8条までにおきましては、利用の許可等について、また、第9条から第11条までにおきましては、使用料等について、さらに第12条におきましては、損害賠償について規定をしております。

施行期日につきましては、令和4年4月1日とし、ただし、第9条から第11条までの使用料に関する規定は、令和4年7月1日としており、4月1日から6月30日までの利用については、施設利用はできますが使用料を徴収せず、7月1日の利用から使用料を徴収することとしております。

続きまして、議案書7ページをお開きください。

第3号議案 幸田町多文化共生拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

議案関係資料は、4ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、幸田町多文化共生拠点施設を設置することに伴い、必要があるからであります。

制定の概要につきましては、多様な文化を背景に持つ町民が互いを認め合い、安心して暮らすことができる多文化共生社会を推進するための施設を設置するものであります。

まず、第3条におきましては、施設の名称を幸田町多文化共生拠点施設とし、所在地は、幸田町大字野場字八富士30番地17としております。

第4条におきましては、施設の業務概要として、文化交流を図るための施設及び設備の提供に関すること、多文化共生に関する生活及び教育に係る情報の提供及び相談に関すること、そのほか設置目的達成のため、町長が必要と認める業務と規定しております。

そして、第5条から第8条までにおきましては、利用の許可等について、さらに第9条におきましては、損害賠償について規定をしております。

本施設につきましては、使用料についての規定がございませんが、これは使用料がかからない施設ということでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第4号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、5ページから7ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和、育児休業に関し任命権者が講ずべき措置等に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和、妊娠又は出産等についての申出があった場合における任命権者の措置、及び当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこと。

育児休業の承認請求が円滑に行われるようにするための、勤務環境の整備に関する任命権者の措置について定めるものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書13ページをお開きいただきたいと思ひます。

第5号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。

議案関係資料は、8ページ及び9ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

提案理由といたしましては、尾張旭市長久手市衛生組合が、令和4年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからであります。

規約の変更の概要といたしましては、尾張旭市長久手市衛生組合が、令和4年3月31日をもって解散するため、愛知県市町村職員退職手当組合から脱退し、愛知県市町村職員退職手当組合規約の別表第1及び別表第2において、尾張旭市長久手市衛生組合を削除するものであります。

これによりまして、愛知県市町村職員退職手当組合の加入団体数は、48団体から47団体に減少することになります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

第6号議案 幸田町消防団条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、10ページ及び11ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、消防団員に支給する報酬及び費用弁償の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、従前の出勤等に係る費用弁償を出動報酬に改め、機械器具整備、訓練、災害等の活動への支給額をそれぞれ増額するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書17ページをお開きください。

第7号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、12ページ及び13ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、会計年度任用職員の報酬の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る時間額の上限を引き上げるもので、近隣市との均衡を図るため、スクールソーシャルワーカーに係る報酬時間額を、別表第3のパートタイム会計年度任用職員報酬表の中で、その時間額の上限を2,940円から3,500円に引き上げるものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書19ページをお開きください。

第8号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、14ページから24ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案理由といたしましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、未就学児に係る国民健康保険税について、被保険者均等割額の10分の5に相当する額を減額するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

第9号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、25ページから29ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、法定外公共用物の占用料及び採取料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、道路法及び河川法が適用又は準用されない道水路等は法定外公共用物として、幸田町が管理しているわけですが、幸田町道路占用料条例との均衡を図るため、占用料の額を改定するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

経過措置としまして、施行の日以降に占用等の許可を受けた占用物及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとしてあります。

続けて、議案書25ページをお開きいただきたいと思っております。

第10号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、30ページから35ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、道路の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、愛知県道路占用料条例が改正され、この県条例との均衡を図るため、第2条（占用料の額）の別表に掲げる占用料について一部改正をするものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

経過措置としまして、施行の日以降に占用等の許可を受けた占用物及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

続きまして、議案書の31ページをお開きください。

第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、36ページから40ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、地区計画において新たに深溝里地区整備計画区域及び須美前山工業団地地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、別表第1の適用区域に深溝里地区整備計画区域及び須美前山工業団地地区整備計画区域を加え、別表第2にこれらの区域内における建築物に関する制限を規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の35ページをお開きください。

第12号議案 町道路線の認定及び廃止についてであります。

議案関係資料は、41ページから45ページまででありますので、併せて御覧ください。

町道路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、道路の整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、主に民間の住宅開発及び町における道路整備によるもので、認定する路線が4路線、廃止する路線が1路線であります。

以上、第2号議案から第12号議案までの単行議案の提案理由の説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、第18号議案から第26号議案までにわたっております、令和4年度幸田町会計別の当初予算の概要につきましては、まずは一般会計から順次説明をさせていただきます。

令和4年度の予算書および説明書を御覧いただきたいと思っております。

まず初めに、第18号議案 令和4年度幸田町一般会計予算についてであります。

13ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ194億円と定めるものであります。

対前年度比107.7%で、13億8,000万円の増であります。

第2条 地方債につきましては、18ページ、第2表 地方債のとおり、9事業の地方債をお願いするものであります。マンホールトイレ整備事業に2,000万円、役場庁舎非常用発電機整備事業に8,000万円、仮称南部地域包括支援センター整備事業に1億400万円、県営防災ダム事業に4,000万円、県営たん水防除事業に6,300万円、道路改築事業に9,500万円、幸田中央公園整備事業に2,900万円、消防

指令システム共同整備事業に6,700万円、消防用自動車整備事業に1,600万円、合計5億1,400万円の起債であります。

13ページにお戻りください。

第3条 一時借入金の最高額は、10億円と定めるものであります。

第4条では、歳出予算の流用の取扱いについて定め、記述のとおりお願いするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明をさせていただきます。

まず、歳入の款の総額につきましては、21ページを御参照ください。

予算の内容につきましては、26ページからを御覧ください。

10款町税であります。町税全体では、対前年度比107.8%で85億6,790万円といたしました。個人町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を見込み、対前年度比101.5%で25億3,200万円とし、法人町民税は、コロナ禍以前程度への企業業績の回復を見込み、対前年度比409.0%で5億8,900万円といたしました。

固定資産税は、土地分につきましては、負担調整を踏まえた上で前年度から微減、家屋分につきましては、コロナ特例に係る中小事業者の事業用家屋軽減措置の廃止及び新增築家屋による増加、そして償却資産分につきましては、コロナ特例に伴う軽減措置の廃止と企業の設備投資の抑制傾向を見込み、固定資産税の総額は、対前年度比102.1%で47億4,800万円といたしました。

軽自動車税につきましては、環境性能割、種別割ともに実績を踏まえ、対前年度比16.7%で1億1,760万円といたしました。

28ページを御覧いただきたいと思っております。

たばこ税につきましては、本数は減少を見込むものの、税率の引上げにより、対前年度比110.1%で2億6,200万円といたしました。

入湯税につきましては、コロナ禍での実績を踏まえ、前年度と同額の230万円とし、都市計画税につきましては、家屋分につきましては、コロナ特例に係る軽減措置の廃止と新增築家屋の増加により、対前年度比101.3%で3億1,700万円といたしました。

次に、15款地方譲与税につきましては、今年度実績や地方財政計画を踏まえ、対前年度220万円増の1億3,880万円といたしました。

30ページを御覧いただきたいと思っております。

20款利子割交付金につきましては、利子割額の減少を見込み、対前年度140万円減の320万円とし、21款配当割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度100万円増の4,100万円といたしました。

22款株式等譲渡所得割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度800万円増の3,000万円といたしました。

23款法人事業税交付金につきましては、交付基準の変更等に伴う増加を見込み、対前年度2,000万円増の1億円といたしました。

24款地方消費税交付金につきましては、今年度実績を踏まえ、対前年度4,000万円増の9億2,000万円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、課税利用者の回復を見込み、対前年度400万円増の1,700万円といたしました。

32ページを御覧いただきたいと思います。

30款自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月末で廃止となりましたが、滞納繰越分の収入の可能性があることから、科目維持といたしました。

31款環境性能割交付金につきましては、実績を踏まえ、対前年度500万円増の2,500万円といたしました。

33款地方特例交付金につきましては、令和3年度において措置されました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減少などによりまして、対前年度8,399万8,000円減の8,100万2,000円といたしました。

35款地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、実績を踏まえ、前年度と同額の500万円といたしました。

34ページを御覧いただきたいと思います。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金の減等を見込み、対前年度455万4,000円減の6,858万2,000円といたしました。

34ページから37ページまでにわたります、50款の使用料及び手数料につきましては、公共駐車場の利用者の回復などを見込み、対前年度938万4,000円増の2億1,827万9,000円といたしました。

38ページから41ページまでにわたります、55款国庫支出金につきましては、障害福祉サービス費等負担金2億5,285万8,000円、児童手当負担金6億832万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2億5,298万9,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫補助金2億2,294万3,000円、社会資本整備総合交付金は合計で5,928万8,000円であり、総額では、対前年度1億1,632万3,000円増の20億6,090万5,000円といたしました。

42ページから49ページまでにわたります、60款県支出金につきましては、個人県民税徴収取扱費委託金7,600万円、障害児施設措置費（給付費等）負担金7,295万9,000円、国民健康保険基盤安定負担金6,412万5,000円、多面的機能支払交付金5,483万7,000円などであり、総額では、対前年度5,448万6,000円減の10億9,635万7,000円といたしました。

48ページから51ページまでにわたります、65款財産収入につきましては、財産貸付収入と基金利子が主なもので、総額を1,517万3,000円といたしました。

50ページを御覧いただきたいと思います。

70款寄附金につきましては、主となるふるさと寄附金を前年度と同額の28億円と見込み、総額では、対前年度1,000円減の28億15万6,000円といたしました。

50ページから53ページまでにわたります、75款繰入金につきましては、全体の財源調整及び事業推進のため、財政調整基金11億3,972万2,000円、教育施設整備基金2億円、新型コロナウイルス感染症対策基金3,805万円の繰入れを行い、

また土地取得特別会計における土地売払収入4億784万8,000円の繰入れ、その他の他会計繰入金によりまして、総額では、対前年度5億4,874万3,000円増の17億8,562万2,000円といたしました。

52ページを御覧ください。

80款繰越金につきましては、前年度と同額の3億円といたしました。

52ページから61ページまでにわたります、85款諸収入につきましては、小中学校給食費実費徴収金が主なもので、総額では、対前年度5,166万円増の6億1,202万2,000円といたしました。

60ページを御覧ください。

90款町債につきましては、さきに説明しましたとおり、マンホールトイレ整備事業を初めとする9事業に対する起債を行い、総額では、対前年度9,800万円増の5億1,400万円といたしました。

以上が、令和4年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要でございます。

次に、歳出の款の総額につきましては、22ページを御参照いただき、その予算内容につきましては、62ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき、説明をさせていただきますので、別冊となっております令和4年度当初予算概要の5ページ及び6ページにあります令和4年度一般会計予算款別・性質別一覧表を御覧いただきたいと思っております。

人件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で、対前年度5.8%増の76億2,101万8,000円となっております。その主な要因といたしましては、公債費は、平成13年度借入れの減収補てん債並びに平成23年度借入れのまちづくり交付金事業及び新駅自由通路建設事業に係る起債の償還完了によりまして、対前年度4.5%減の4億8,226万2,000円となりましたが、職員数の増加や障がい者福祉等に係る扶助費が増加したことによりまして、総額で増額したものであります。

普通建設事業及び災害復旧費からなる投資的経費につきましては、総額で、対前年度20.2%増の23億7,128万8,000円となっております。普通建設事業の主なものといたしましては、逆川集会施設整備工事、南部地域包括支援センター建設工事、役場庁舎非常用発電機更新工事、道路新設改良工事等であります。

物件費、維持補修費、補助費等などのその他の経費につきましては、総額で、対前年度6.4%増の93億7,769万4,000円となっております。その主なものといたしましては、物件費につきましてはふるさと寄附業務に係る委託料、維持補修費につきましては小中学校や各種公共施設の修繕費、補助費等につきましては消防指令センター共同運用負担金、そのほかに特別会計への操出金などであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計当初予算の歳出の概要となります。

続きまして、第19号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計予算につきまして、予算書および説明書の159ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ10億7,498万8,000円と定めるものであります。対前年度比363.3%、7億7,912万7,0

00円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、芦谷1号線事業及び福祉施策推進構想事業に係る用地購入費等の増や、一般会計からの先行取得用地の買戻しに伴う操出金の増によるものであります。

第2条 地方債につきましては162ページ、第2表 地方債のとおり、公共用地先行取得事業において、2億9,500万円の起債を予定しております。

続きまして、第20号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきまして、185ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ33億6,277万5,000円と定めるものであります。対前年度比102.8%、9,011万2,000円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、療養給付費等の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第21号議案 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、223ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ、5億9,140万3,000円と定めるものであります。対前年度比113.3%、6,958万円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第22号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計予算につきまして、251ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ、22億118万円と定めるものであります。対前年度比103.5%、7,394万3,000円の増であり、被保険者数、介護サービス見込み量等の推計により見込んだものであります。

続きまして、第23号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算につきまして、295ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ、9,233万1,000円と定めるものであります。対前年度比43.8%、1億1,840万5,000円の減であります。

減額の主な要因といたしましては、各種工事の完了に伴う事業費の減少によるものであります。

続きまして、第24号議案 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算につきまして、327ページからを御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ、3億7,886万円と定めるものであります。対前年度比101.4%、522万9,000円の増であります。

増額の主な要因といたしましては、公営企業会計適用事業の皆増によるものであります。

第2条 債務負担行為につきまして、330ページ、第2表 債務負担行為のとおり、公営企業会計適用事業に要する経費につきまして、期間を令和5年度、限度額を500万円として、債務負担をお願いするものであります。

第3条 地方債につきましては、同じく330ページ、第3表 地方債のとおり、公営企業会計適用事業において、410万円の起債を予定しております。

続きまして、第25号議案 令和4年度幸田町水道事業会計予算につきまして、355ページからを御覧いただきたいと思っております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を8億8,174万9,000円、支出を7億8,660万円と定め、第4条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を1億2,877万2,000円、支出を4億5,880万7,000円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、重要給水施設への排水管布設替えなどの効果的な耐震化を順次図るとともに、老朽化施設の更新を初めとする各種工事を計上し、計画的に整備推進するものとしております。

なお、資本的収支における不足額3億3,003万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

最後に、第26号議案 令和4年度幸田町下水道事業会計予算につきまして、387ページからを御覧いただきたいと思っております。

第3条 収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を7億1,949万円、支出を7億1,919万3,000円と定め、第4条 資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入を5億5,516万2,000円、支出を6億2,707万円と定めるものであります。

この資本整備につきましては、北部処理分区及び集落排水の公共下水道への接続などの管路整備を推進するものとしております。併せて、流域下水道等の建設負担金、一般会計からの出資を受けての企業債の償還金などを計上しております。

なお、資本的収入における不足額7,190万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

388ページを御覧いただきたいと思っております。

第5条 企業債につきましては、表に記載のとおり、公共下水道事業に8,950万円、流域下水道事業に2,780万円を限度額と定め、経営の平準化を図ることとしております。

以上、第18号議案から第26号議案までの令和4年度幸田町会計別当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。

これで、本定例会に提案をさせていただきます、単行議案11件と当初予算関係9件の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いしま

す。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、2月28日（月曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いたします。

ここで、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、この後、午後2時10分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

本日は、これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年2月24日

議 長

議 員

議 員